事務連絡

平成２８年　６月１３日

各私立学校設置者　様

福島県総務部私学・法人課

「除染等に類する行為により生じた土壌等の保管届出」の訂正・補足連絡

標記届出の手続きにつきましては、平成２８年６月１０日付け２８文第９１３号で依頼させていただいたところですが、下記１のとおり添付の「汚染土壌等の保管状況調査票」様式及び記載例に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

また、調査票作成に当たっては、下記２の点に御留意いただきますようお願いします。

記

１　訂正事項

（１）「汚染土壌等の保管状況調査票」様式

２　保管の具体的な状況　の表の左上の項目名

　　　　　　誤：補助対象事業名等　→　　正：補助事業名等

　　　　　　誤：（事業実施者等）　 →　　正：（補助金の交付元）

（２）「汚染土壌等の保管状況調査票」記載例

２　保管の具体的な状況　の番号４の内容（剥ぎ取った土壌の保管量）

誤：1,100.0ｍ3　　　　→　　正：（削除）

※　備考欄に「○○市直営による実施のため、掘削数量は不明。」とあるとおり、関係市町村が直営で実施した場合であって、学校として数量を把握していない場合は、備考欄に補足説明を記載いただければ、保管量欄は空欄のままで構いません。

２　補足連絡

（１）関係市町村が直営で実施した除染作業に関して、保管土量が不明なため関係市町村に確認されているといった情報が当課宛て寄せられておりますが、上記１（２）の訂正事項にあるとおり調査票に記載いただければ、関係市町村に対して確認を行っていただく必要はありません。

（２）関係市町村に対する届出の対象となるのは、依頼文の記１に掲げる国又は県の補助金の交付を受けて実施した除染等の事業となります。

ただし、今後関係市町村が汚染土壌等を中間貯蔵施設に搬入する計画を策定するに当たり、各私立学校の保管土壌等の状況を国（環境省）や県（除染対策課等）も含めた関係機関において漏れなく把握する必要があります。このため、市町村への届出対象となる事業で発生した土壌等の有無にかかわらず、現在各学校において汚染土壌等を保管している場合は、当該保管状況について漏れなく「汚染土壌等の保管状況調査票」に計上して提出していただきますようお願いします。

（３）正確な保管土量等の確認に時間を要し、提出期限に間に合わないといった場合は、「汚染土壌等の保管状況調査票」の各保管量の欄に「現在確認中」と記載し、一旦提出してください。その上で、保管量を確認でき次第、速やかに保管量欄に記載いただいた関係書類を改めて提出してください。

（事務担当　私学・法人課　沢井、梅原　電話：024-521-7048）